

六ヶ所村一般廃棄物最終処分場

指定管理業務基準書

六 ヶ 所 村

六ヶ所村一般廃棄物最終場指定管理業務基準書

六ヶ所村一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法については、この基準書による。

1 指定管理者が行う主な業務

- (1) 処分場の使用に係る指示を行うこと。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分に関すること。
- (3) 処分場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他管理運営に関し、村長が必要と認める業務

2 処分場の基本的事項

処分場施設概要

(1) 埋立地

ア 敷地面積	41,000 m ²
イ 埋立面積	19,230 m ²
ウ 埋立容量	147,000m ³
エ 年間埋立予定量	1,500 t
オ 埋立終了期限	2030年3月末（埋立量により変更有り）

(2) 浸出水処理施設

ア 処理能力

(7) 日平均 50m³ /日、日最大 200m³ /日

(イ) 回転円板法

イ 処理システム	生物処理（回転円板）、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、滅菌、汚泥処理
ウ 処理水放流先	鷹架沼

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

4 法令等の遵守

処分場の管理運営に当たっては、本基準書のほか、次に掲げる法令等を遵守すること。なお、本指定期間終了までの間に法令等に改正があった場合には、改正された内容によるものとする。

- ① 地方自治法
- ② 六ヶ所村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ③ 六ヶ所村一般廃棄物最終処分場条例
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑤ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
- ⑦ 六ヶ所村個人情報保護法施行条例及び施行規則
- ⑧ 六ヶ所村公の施設に係る指定管理者の選定の手続等に関する条例及び施行規則
- ⑨ 大気汚染防止法
- ⑩ 水質汚濁防止法
- ⑪ 騒音規制法
- ⑫ 振動規制法
- ⑬ 悪臭防止法
- ⑭ 労働基準法
- ⑮ 労働安全衛生法
- ⑯ 労働災害補償保険法
- ⑰ 浄化槽法及び下水道法
- ⑱ 計量法
- ⑲ 電気事業法
- ⑳ その他関係法令

5 指定管理者の管理運営の基準

(1)維持管理内容

①搬入・搬出

- ア 搬入量の計量、記録
- イ 搬入物の確認
- ウ 埋立する一般廃棄物及び焼却灰以外の一般廃棄物の搬入・搬出確認

②埋立地

- ア 一般廃棄物及び焼却灰の即日敷き均し、整形及び締め固め

住民、収集運搬業者、クリーン・ペア・はまなす（以下「焼却施設」という。）が搬入した一般廃棄物及び焼却灰を積込んだ車両を作業計画により決められた埋立位置にその都度誘導し、一般廃棄物及び焼却灰を降ろさせ、受注者が用意する埋立機材等により敷き均し、整形、締め固めをする。

- イ 即日覆土、中間覆土、一部初期覆土の敷き均し、整形及び締め固め

(ア) 敷き均し等された一般廃棄物及び焼却灰の上に、サンドイッチ方式等による覆土を施し、埋立機材等により敷き均し、整形、締め固めをする。

(イ) 各小段に堰堤を造成し、雨天時に表流水が外部に流出する事がないように埋立てを実施する。

(ウ) 覆土の種別は、次のとおりとする。

- a 初期覆土 埋立開始前及び埋立途中におけるシート等保護のため、建設機械及び人力にて施工するもの。
- b 即日覆土 日分の一般廃棄物及び焼却灰に対して行うもので、搬入後、即日のうちに施工するもの。
- c 中間覆土 各小段の埋立完了後、中間覆土を施工するもの。

d 最終覆土 埋立完了後に施工する覆土であり、受注者が行うもの。

ウ 覆土材の受入、目視確認及び日常の維持管理

エ 浸出水集排水管をはじめとする管路・排水路等の施設管理

オ 遮水施設、堰堤施設、困障施設、各排水溝及び場内付属施設の管理、堅型ガス抜き管の設置及び管理

カ 処分場内の搬入路の補修整備

キ 搬入車両の安全管理

ク トラックスケールの法定点検（2年ごと）の実施

③浸出水処理施設

受注者は、業務の範囲において各種機器の機能を十分理解し、作業計画に沿って一切の運転操作を適正に行い、かつ、放流水は環境基準値以下の水質を厳守しなければならない。特に、集中豪雨等による非常時の運転については発注者に報告するとともに、的確に対処できるようにしておかなければならない。

ア 各種施設の運転及び監視

イ 各種施設の点検、調整及び整備

ウ 日常生ずる修繕及び塗装

エ 運転操作に必要な水質試験の実施（週1回以上）及び理化試験の補助

オ 観測井戸及び地下水の水質監視

カ 各槽攪拌機の点検清掃

キ 発注者が別に発注した法的検査分析業務に係る採水の立合い

ク pH計の保守点検（1回／年）

ケ 放流配管内部の点検（1回／年）

コ 施設原水流入管外観の点検（1回／年）

サ 調整槽オーバーフロー配管外観の点検（1回／年）

シ 薬品の受入れ、使用量及び日常の維持管理

④共通

ア 場内及び処分場搬入道路環境の管理及び整備

(ア) 屋外全般の草刈

(イ) 搬入道路環境等の把握

(ロ) 場内植木、垣根の剪定

(ハ) 境界フェンス周りの点検及び清掃

(ニ) 場内及び搬入路等の除雪作業（必要に応じて）

イ 土木建築設備の点検、維持管理及び軽易な補修

ウ 上下水道施設の監視、点検、調整、清掃及び整備

エ 各水槽しゅんせつ清掃

オ 発注者が貸出ししている備品等の維持管理

カ 見学者への案内補助及び見学ルート of 安全確保

キ 緊急時等の周辺住民への対応

ク 長短期修繕計画に関する提案及び修繕施工時の運転調整等の対応

ケ 埋立、運搬等で使用する車両の安全で適正な維持管理

コ リサイクル保管施設、野犬等保管倉庫などの敷地内にあるものの維持管理

* 管理上必要な措置を講ずるため、施設の運転を停止するとき及び再開するときは、発注者に報告する。

(2) 有資格者による作業

運転、点検整備及び清掃に関する業務は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

- ア 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- イ 薬剤等の受入及び取扱作業
- ウ 高所作業
- エ 電気作業
- オ 高温及び高圧作業
- カ 粉塵等の発生場所における作業
- キ 回転機器の取扱い作業

(3) 処分場維持管理における要員及び業務体制

ア 受注者は、本業務の履行に必要な人員を配置しなければならない。また、配置する技術者の中から総括責任者を選任すること。

イ 総括責任者の業務は次のとおりとする。

日常的、定期的な点検、作業の監督、業務日程の策定及び要員勤務予定書並びに各種報告書の作成提出

イ 関連部署への連絡報告

※ なお、総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類（現場説明を含む。）により、業務の目的及び内容を十分理解し、竣工図面等から施設の内容を完全に把握し、安全かつ効率的に運営すること。また、常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに連絡及び対処できる状態にしておき、処置後遅滞なく発注者へ報告すること。

6 勤務体制

ア 受入時間は、8時30分から午後4時30分までとする。

イ 休業日は、月曜日及び第1日曜日、第3日曜日、12月29日から翌年1月3日までとする。

ウ 浸出水処理施設の運転管理は、基本的に月曜日から金曜日とするが、大雨、台風又は調整槽が高水位（2メートル以上）のときは連続運転を原則とし、連続運転中の土曜日、日曜日及び祝日は巡回点検を実施し、点検結果を記録すること。

7 保守点検

(1) 日常点検は予防保全を主目的とし、2回/日・巡回・週及び月毎に、それぞれの該当項目について点検し、異常発見した場合にはその都度発注者に経過を報告し記録しなければならない。

(2) 年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。

(3) 浸出水処理施設定期点検

浸出水処理施設定期点検は、年1回点検計画を作成し、総合的に点検を行い、その結果を測定・写真記録等添付のうえ、発注者に報告しなければならない。

ア 機器設備の点検

イ 土木建築設備の点検

また、運転効率を高め、管理指標を得るため、必要に応じデータの整理、各種試験を行い、遅滞なくその結果を発注者に報告しなければならない。

ただし、特殊な精密点検は除くものとする。

8 整備

- (1) 計測器の調整、給油、消耗部品等の交換及び補充、清掃、小塗装等、常に各種機器が正常に作動するよう整備に努め、保護装置の作動確認及び分解整備等を行わなければならない。
- (2) 受注者は、附帯設備、安全対策用設備等のうち、軽易な設備の改良については、備付け工具、支給材料等を用いて修繕しなければならない。
- (3) 受注者は、浸出水処理施設において事故等を防止するとともに、各種機器の日常及び定期に点検整備を行わなければならない。

9 リサイクル保管施設における業務

(1) プラスチック製容器包装分別作業業務

村が発注する「ごみ収集運搬委託業務」によりリサイクル保管施設に搬入されたプラスチック類を、日本容器包装リサイクル協会に引渡しするため、異物等を取り除くものとする。

なお、当該業務は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、障がい者の就労の場を確保するため、村内の社会福祉法人松緑福祉会かけはし寮に業務を発注すること。

(2) プラスチック製容器包装運搬業務

(1)により異物等を取り除いたプラスチック類を、日本容器包装リサイクル協会が指定する県内業者作業所まで運搬する。

(3) 衣類リサイクル分別運搬業務

村が発注する「ごみ収集運搬委託業務」によりリサイクル保管施設に搬入された衣類を、リサイクルできない衣類を取り除く分別作業と県内のリサイクル施設へ運搬する。

(4) 危険ごみ処分業務

村が発注する「ごみ収集運搬委託業務」によりリサイクル保管施設に搬入された危険ごみを、県内の処理業者に運搬する。

10 業務従事者の要件等

(1) 業務従事者等の資格要件

- ① 廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）の資格を有する責任者（正社員）を配置すること。
- ② 車両系建設機械運転技能講習修了者を配置させること。

(2) 業務従事者の配置数

施設の維持管理に当り4名の作業員を確保し、次の者を常時配置すること。

- ①トラックスケール計量業務 1名
- ②重機等運転作業業務 2名
- * 上記①・②の交代要員 1名

11 経費に関する事項

村は、施設管理に要する次の経費を指定管理料として支払う。但し、次の各項うち、修繕料、消耗品費については年度末において精算するものとする。

- (1) 埋立てに使用する覆土材及びその他原材料
- (2) 水処理に使用する薬剤
- (3) 公的機関による水質等の分析費用
- (4) 電気料金、水道使用料
- (5) 電気設備保安業務費
- (6) 交換部品及び機器等の購入費
- (7) 業務従事者の給料、手当及び福利厚生等の人件費
- (8) 業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、ゴム手袋、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- (9) 埋立、運搬に使用する重機（バックホウ、ホイールローダ）及びこれらの維持管理費、燃料費及び消耗品費
- (10) 事務用品（諸用紙・文具等消耗品）
- (11) 工具、安全用具
- (12) 各水槽しゅんせつ清掃（汚泥搬出、処分まで含む）等外注業務費

12 指定管理者としての責任分担

責任分担については、次のとおりとする。

内 容	村	指定管理者
施設、施設設備、備品の維持管理 (薬品管理含む)		○
施設、施設備品、備品の修繕		○
大規模修繕	○	
利用者の事故 (利用者への損害賠償)		○
施設の包括的管理責任		○
光熱水費・燃料及び備品購入		○

※ この施設管理業務及び費用負担表以外の事情が生じた場合は、村と指定管理者双方で協議するものとする。